

令和3年5月28日

自転車活用推進本部

「第2次自転車活用推進計画」を閣議決定

持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第2次自転車活用推進計画」が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

(1) 自転車活用推進計画について

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、平成30年に第1次自転車活用推進計画（以下「現計画」という。）が策定され、関係府省庁・官民が連携しながら取り組んできたところです。

この度、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第2次自転車活用推進計画」を策定いたしました。

(2) 計画期間

自転車活用推進計画と関連を有する社会資本整備重点計画や交通政策基本計画等が計画期間を5年間としており、これらと整合を図るため、計画期間を令和7（2025）年度までとしました。

(3) 計画改定のポイント

第2次自転車活用推進計画では、(1)コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まりや、(2)情報通信技術の飛躍的発展、(3)高齢化社会の進展等の昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、現計画から取組を更に強化することとしています。

計画の構成としては、4つの目標（※）は現計画を踏襲しつつ、新たな施策として、「多様な自転車の開発・普及」及び「損害賠償責任保険等への加入促進」を追加しています。

（※）4つの目標：「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」、「サイクルスポーツの振興等による健康長寿社会の実現」、「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」、「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」

2. 閣議決定日

令和3年5月28日（金）

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 加賀谷、羽田野

電話 03-5253-8111（内線38-225、38128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622

